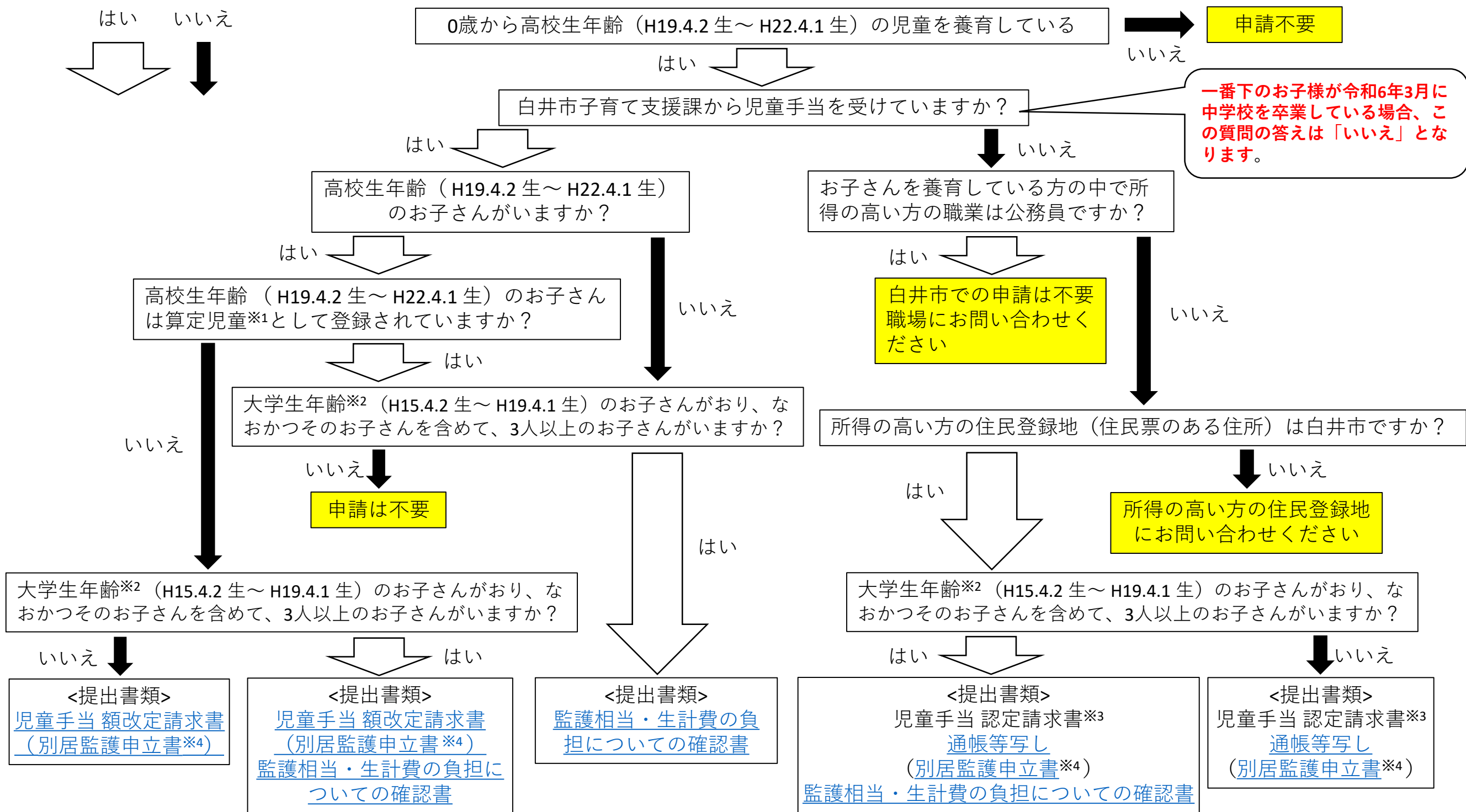




※1 別居している高校生年齢以下の児童についても、令和6年6月以降に現況届を提出している場合は、改めての申請は不要です。

※2 申請者（父もしくは母）が監護相当・生計費の負担（学費の負担・仕送り等）をしている大学生年代に限ります。

※3 父母のうち生計を維持する程度が高い方（所得が高い方）を申請者（受給者）としてください。

※4 該当のお子さん（高校生年齢以下）が申請者と別住所にお住まいの場合のみ提出が必要です。
（令和6年6月以降に白井市へ提出済みの場合は提出不要です。）